

第三セクター見直しに関する 実行計画の取組状況

平成 23 年 9 月

福島県行財政改革推進本部
(公社等外郭団体見直し部会)

【類型A】 主体的・自立的な法人運営のあり方を検討する法人 (県の関与の縮小を検討していく法人)		
団体名	見直しの方向性	ページ
(社)福島県私学振興基金協会	<input type="checkbox"/> 他団体への事務局移管の検討	1
(財)福島県総合社会福祉基金	<input type="checkbox"/> 他団体への事務局移管の検討	3
(公財)郡山地域テクノポリス推進機構	<input type="checkbox"/> 現計画の総括と今後の財団の在り方の検討	5
(財)ふくしま科学振興協会	<input type="checkbox"/> 法人の主体的・自立的運営の促進	7

【類型B】 設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人			
団体名	見直しの方向性	ページ	
必要に応じて県の関与を継続して行う法人	(株)日本フットボールウェイレッジ	<input type="checkbox"/> 経営の改善に向けて助言する必要がある。	9
	阿武隈急行(株)	<input type="checkbox"/> 確実な経営健全化計画の実行を踏まえながら、地域交通の維持・確保の観点から沿線市町村等の関係機関と連携し適切な支援を行うなど引き続き関与が必要である。	11
	会津鉄道(株)		14
	野岩鉄道(株)		17
	福島空港ビル(株)	<input type="checkbox"/> JAL撤退など厳しい経営環境へ対応するため、県の空港政策の一環として積極的な関与が必要である。	20
経営改善計画等の進捗について助言する法人	(株)福島県食肉流通センター	<input type="checkbox"/> 次期経営活性化5カ年計画の進捗について引き続き助言する必要がある。	23
	福島県漁業信用基金協会	<input type="checkbox"/> 経営改善計画の進捗について引き続き助言が必要である。	25

団体名	社団法人福島県私学振興基金協会	類型	A	担当課名	総務部 私学法人課
-----	-----------------	----	---	------	-----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】 新公益法人制度への移行

事務局の他団体への移管を円滑に行うため、まずは新公益法人制度への移行が必要であることから、全国の同種団体の動向も踏まえながら、私学団体など関係者と協議し、できるだけ早期に移行を完了させる。

【目標2】 他団体への事務局移管の検討

主体的・自立的な法人運営を図るため、他団体への事務局移管を検討するものとし、想定される団体との協議や情報交換を行いながら、基本的なスケジュールの設定等の調整を進める。

最終的には、新公益法人制度への移行後、できるだけ早期に他団体に事務局を移管する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は第64条第4項に規定する法人(以下「学校法人」という。)に対し、その設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校(以下「私立学校等」という。)の施設又は設備に必要な資金を貸付け又は助成金を交付すること。
- 2 学校法人に対し、その設置する私立学校等の経営に必要な資金を貸付けること。
- 3 学校法人に対し、その設置する私立学校等が教育の振興のために行う事業について助成金を交付すること。
- 4 教職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について助成金を交付すること。
- 5 その他目的を達成するために必要と認められる事業。

2 進行管理体制

◇他団体（私学団体を想定）と協議、情報交換を行いながら、私学法人課が進行管理を行う。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 新公益法人への移行】

1 新公益法人制度への移行のための準備

新公益法人制度への移行に関する情報収集、移行内容検討、関係機関からの意見聴取、移行の方針決定等、移行のための準備を進める。

[これまでの取組実績]

公益法人へ移行した場合と一般法人へ移行した場合のメリットやデメリットを整理し、検討を行った結果、「公益社団法人への移行認定を申請する方針」を決定した。

《方針の主な内容》

- ・全国の同種団体の動向を踏まえながら、私学団体など関係者と協議し、できるだけ早期に移行を完了させる。
- ・事務局移管が想定される団体との協議や情報交換を行いながら、基本的なスケジュールの設定等の調整を進める。

【概ね計画どおり実施】

[今後の取組内容] ※23年度に申請予定

平成22年度第1回理事会（5月21日開催）で「公益社団法人への移行認定を申請する方針」についての了承を得たことから、平成23年度の申請に向けて申請書類の作成等の準備作業を進める。

【目標2 他団体への事務局移管の検討】

1 他団体への事務局移管のための協議・準備

法人運営を私立学校関係者が主体となっていくことについて、他団体（私学団体を想定）と協議、検討を進める。

[これまでの取組実績]

私学団体と事務局移管に向けた協議を開始するとともに、円滑な移行を行うために新公益法人制度への移行に向けた準備作業（定款の変更案の検討など）を進めた。

【計画どおり実施】

[今後の取組内容] ※今年度を実施

他団体への事務局移管も含めた公益社団法人に移行した後の事務局体制のあり方について、私学団体と協議を行う。

団体名	財団法人福島県総合社会福祉基金	類型	A	担当課名	保健福祉部 社会福祉課
-----	-----------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 新公益財団法人への移行

新公益法人制度における「公益財団法人」への早期の移行を図るため、法人運営全般について総合的に検討する。

また、平成 21 年度中に公益財団法人への移行申請を行う。

【目標 2】 他団体への事務局移管の検討

福祉を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、当該法人の事務を他団体へ移管することの可否を含めて、平成 21 年度以降検討を継続する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 社会福祉協議会その他の福祉団体等（以下「福祉団体等」という。）が在宅要援護者の福祉向上を目的として行う事業に要する資金の貸付及び助成
- 2 福祉団体等がボランティア活動その他地域福祉の推進を目的として行う事業に要する資金の貸付及び助成
- 3 社会福祉法人・公益法人その他社会福祉に関する事業を経営する者（以下「社会福祉法人等」という。）がその事業に要する施設の整備に必要な資金の貸付
- 4 社会福祉法人等がその設置する施設の運営に要する資金の貸付及び助成
- 5 里親委託児童等への就学援助事業
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 進行管理体制

社会福祉課において進行管理を行う。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】 新公益財団法人への移行

1 公益財団法人への移行準備

- 新公益法人制度による公益財団法人に早期に移行できるよう、組織形態、寄附行為等について総合的に検討する。
財団及び県により、22年3月までに5回の検討を行った結果、移行準備については次のとおり行うこととした。
 - ・ 22年5月に開催する評議員会及び理事会までに、組織形態及び寄附行為等の方向性についての案をまとめ、承認を得る。
 - ・ 組織形態及び寄附行為等の具体的な案については、9月に開催する評議員会及び理事会で承認を得るよう検討を進めるとともに、移行後の理事、評議員等の候補者の選任準備を進める。
 - ・ 8月に評議員選定委員会を開催し、最初の評議員の選任を行う。
 - ・ 9月に評議員会及び理事会を開催し、移行後の組織形態、定款（寄附行為変更）案の承認を得るとともに、公益財団法人移行認定申請を行うことの議決を得る。

【概ね計画どおり実施】

2 公益財団法人への移行認定申請

- 検討結果に基づき、組織形態、寄附行為等を見直し、理事会で公益財団法人への移行について承認後、県へ移行認定を申請する。
- 公益財団法人移行認定
 - ・ 特定資産の計上方法など、決算時に対応しなければならない課題があったので平成21年度中の申請はできなかったが、事業情報のインターネットによる開示（21年7月実施）、特定資産管理規程の制定（22年3月理事会議決、21年度決算から適用）等、移行認定申請のための要件整備を行った。
 - ・ 22年10月に開催した評議員会及び理事会において、公益財団法人への移行について最終的な承認を得て、11月29日に県に対し公益財団法人移行認定申請を行った。

【概ね計画どおり実施】

【目標2】 他団体への事務局移管の検討

1 他団体への事務局移管の検討

介護報酬の増額改定の方、障害者自立支援事業者の新体系移行による不安定さや、経済情勢の長期的低迷等、福祉を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、当該法人の事務局を県以外に移管することの可否を含めて検討を継続する。

(取組実績)

課内において次の事項について継続して検討を進めている。

- ・ 事務局を県以外に移管することの可否について
- ・ 県以外に移管する場合の移管先候補について
- ・ 県以外に移管する場合の移管時期について

なお、公益財団法人移行には困難な事務が予想され、移行前の段階で引き受ける団体等が見込まれないことから、現在の事務局において公益財団法人移行認定事務を進めることとした。

【概ね計画どおり実施】

(今後の取組内容)

- ・ 公益財団法人移行認定の状況を踏まえて、検討を継続する。

団体名	公益財団法人郡山地域テクノ ポリス推進機構	類型	A	担当課名	商工労働部 産業創出課
-----	--------------------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 県計画終了後の財団のあり方の検討

当財団は、県の高度技術産業集積及び新事業創出促進に関する施策の推進母体として事業を展開しているが、県計画「郡山地域高度技術産業集積活性化計画」が法律（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に定めにより平成22年度で終期を迎えることから、本計画による実施事業の総括を行い、社会経済情勢等を踏まえつつ、当財団の設立目的及び事業の検討を含め、県の関与のあり方について検討を行う。

【目標 2】 県の財政的・人的関与の見直し

法人の自立性を最大限に発揮するため、法人運営に対する県の財政的・人的関与を必要最小限とする。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証に関する事業
- (2) 新事業創出の促進を図る施設の設置及び管理運営に関する事業
- (3) 研究開発活動の取り組みを促進する人材の育成のために行う研修・指導に関する事業
- (4) 研究開発に対する助成等研究開発活動の支援に関する事業
- (5) 企業の立地条件の整備に係る調査研究に関する事業
- (6) テクノポリス推進のための普及・啓蒙に関する事業
- (7) 地域技術の起業化の推進に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 進行管理体制

- ◇ 郡山地域高度技術産業集積活性化推進協議会（計画の推進に関する意見聴取の場として郡山地域の産学官関係者で構成。会長は副知事）及び財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事会・評議員会において検討を行う。
- ◇ 産業創出課で進行管理を行う。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 県計画終了後の財団のあり方の検討】

県計画終了後の財団のあり方の検討

- 現在、当財団が推進母体となっている県計画の終期到来にあたり実施事業の総括を行い、郡山地域における産業振興施策の推進について新たな視点で検討を行う。

【概ね計画どおり実施】

〔取組実績〕

平成21年度「郡山地域高度技術産業集積活性化計画推進協議会」において、郡山地域高度技術産業集積活性化計画の進捗状況や関連事業実績の報告を行うとともに、今後の財団のあり方に関して意見交換を行った。

【開催日】平成22年3月23日

【構成員】郡山商工会議所会頭 丹治一郎、三春町商工会長 内藤忠、玉川村商工会長 境田孝意等

〔今後の取組内容〕

平成23年4月以降は、福島県商工業振興基本計画及び福島県工業開発計画に基づき、郡山地域における産業振興の一翼を担ってもらう予定。

【目標2 県の財政的・人的関与の見直し】

1 補助金・負担金の見直し

- 県の補助金及び負担金について、引き続き見直しを行う。

郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業費補助金については、郡山地域テクノポリス推進機構の役割を再整理した結果、以下のとおり額を縮小した。

【平成20年度】15,255,914円

(研究会・交流会等開催事業、ふくしま発製造業新連携推進事業等)

【平成21年度】8,162,604円

(ふくしま発製造業新連携推進事業等)

【概ね計画どおり実施】

2 人的関与の見直し

- 県職員の非常勤役員就任の縮小について引き続き検討を行う。

- ・ 平成21年度より、県からの派遣職員（1名）について廃止した。
- ・ 平成22年6月に公益財団法人移行したことにあわせ、県職員の非常勤役員（理事）についてこれまでの2名（商工労働部長、ハイテクプラザ所長）は辞職することとした。なお、新たに設けられる評議員に商工労働部次長が就任予定。

団体名	財団法人 ふくしま科学振興協会	類型	A	担当課名	商工労働部 産業創出課
-----	--------------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 県の補助金の段階的縮減

法人の主体的・自立的経営を促進するため、これまでの検討結果を踏まえ、段階的に県の補助金を縮減する。

【目標 2】 法人の主体的・自立的運営の促進

法人の主体的・自立的経営を促進するため、引続き県からの現職派遣の縮小について検討し、その検討結果を踏まえ、平成 22 年度以降に着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 自然科学情報資料の収集及び調査研究に関する事業
- 2 科学技術に対する正しい理解と認識の定着を図るための事業
- 3 生物、文化、環境、科学等に関する教育普及に関する事業
- 4 ふくしま森の科学体験センターの維持管理に関する事業
- 5 ふくしま森の科学体験センターの利活用に関する事業
- 6 その他、目的を達成するために必要な事業

2 進行管理体制

ふくしま森の科学体験センター運営検討会（センターの基本的方向や有効活用を検討する場として、県、須賀川市、ふくしま科学振興協会で構成）と連携しながら、産業創出課で進行管理を行う。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 県の補助金の段階的縮減】

県の補助金の見直し

- ふくしま森の科学センターの経営状況等を踏まえ、県補助金の適正化について検討する。
- 検討結果を踏まえ、引き続き着実な実行を図る。

年 度	県補助金額（千円）	入場者数
平成17年度	28,000千円	55,599人
平成18年度	23,500千円	55,357人
平成19年度	21,000千円	61,134人
平成20年度	15,000千円	61,256人
平成21年度	10,500千円	60,958人

※平成22年度 入場者予想 60,000人。

同協会はふくしま森の科学体験センター運営検討会にて検討し、理事会にて承認された「経営改善計画」に基づき、平成18年度から平成20年度の間、計画的に運営を行ってきた。平成21年度は一過性要因（新型インフルエンザによる学校利用減）による逆風にも関わらず、引き続き養老館長の特別講座（H17～）や夜間開催講座「虫とりナイトツアー」（H21～）等集客力のある事業を積極的に行ったことで、前年度実績と概ね変わらない入場者数を維持した。また、少額ながら「ふるさと雇用再生特別基金事業費補助事業」（文科省から須賀川市経由の補助金）を受託するなど、自主財源確保による経営安定化に努めている。

更に自立経営を後押しする為、県からの補助金をこれまでの検討結果どおりに遡減することを検討していく。

※ これまでの検討結果

- ・ 定額方式を改め、定率方式（補助対象費の1/2以内）とし、上限を前々年度の交付実績1/2または協議により定める額（県が行うシーリング額）とする。

【計画どおり実施】

【目標2 法人の主体的・自立的運営の促進】

法人の主体的・自立的運営の促進

- 県からの現職派遣の縮小について検討する。

1 県の現職派遣

県の現職派遣は教育庁より4名（平成21年度時点）。教育庁職員課が須賀川市へ派遣縮小を申し入れているが、派遣教員が事業遂行の核となっていることから、縮小の合意に至っていない。須賀川市の行財政改革実施計画に「平成18年度から派遣職員の段階的引き上げ」とあり、その人件費は現在も須賀川市が負担していることから、今後も運営検討会（構成員：県商工労働部、教育庁、市総務部、市教育委員会、同協会）の開催を要求し、協議を行っていく。

【協議継続】

2 非常勤役員の縮小

平成21年度以降に着実な実行が出来るよう検討。平成21年度から「財団の設立及び指導監督は、教育長が実施していることから、組織の長が財団の理事に就任することは好ましくない」との見解から、教育長の理事就任は取り止めたところである。

ただし、商工労働部長については、「うつくしま産業プラン21（H13～H22）」に同センターを科学技術の振興を支える人材の育成機関として位置付けていることから、商工労働部長が県の代表として理事に就任することは適切な関与の範囲内との整理を行った。

【計画どおり実施】

団体名	株式会社日本フットボールリーグ	類型	B	担当課名	企画調整部 エネルギー課
-----	-----------------	----	---	------	--------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】経営の改善に向けた取組

以下の方法で、収支改善策の検討を行うとともに、その改善策を着実に実施することにより、経営の改善を図る。

- 平成21年度に主要株主等による改善策の検討を行う。
- 検討結果を踏まえ、改善策を着実に実施する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) スポーツトレーニング施設の運営
- (2) 宿泊施設の運営
- (3) 会議室、研修室の運営
- (4) 各種イベントの企画、誘致及び開催
- (5) スポーツクラブ、スポーツ教室の企画、運営
- (6) キャラクター商品の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理業務
- (7) コンパクトディスク、ビデオテープの音楽、映像を録音、録画した商品の企画、制作及び販売
- (8) スポーツ用品、日用雑貨、切手類、酒類及び煙草の販売
- (9) 飲食店業
- (10) 公告及び宣伝業
- (11) 旅行代理店業
- (12) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (13) 出版業
- (14) 不動産の管理
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

2 進行管理体制

- ◇ 取締役会において、改善策の検討・実施状況の報告を行う。
- ◇ 県としても、企画調整部エネルギー課において、検討会議の構成員として改善策の提案等を行うとともに、着実な実施が行われるよう助言していく。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標 経営の改善に向けた取組】

① 主要株主等による検討会議の開催

- 平成21年4月以降、速やかに開催する。
検討会議の構成は、福島県のほか、実効性のある改善策の検討が可能な株主等を選定する。
(事務局：(株)日本フットボールヴィレッジ)
『検討事項』中長期的な安定経営に向けた収支改善策

1 検討会議の開催

- 実効性のある検討を行うため、5%以上の株を保有しているJFA・Jリーグ・東京電力・福島県及び事務局である(株)日本フットボールヴィレッジをメンバーとした検討会を立ち上げ、21年11月に第一回会議を開催した。
- 中長期的な安定経営に向けた収支改善のため、対策方針と各主要株主の役割について検討を行った。
《主な意見》
 - ・ オフィシャルスポンサーの新規獲得の推進
 - ・ 首都圏をはじめとした各種業界団体、自治体関係団体等に対し、Jヴィレッジが宿泊施設を兼ね備えた研修・会議・会合に適した施設であることをPRし、平日の利活用増進に努める

【概ね計画どおり実施】

2 今後の取組み

- ・ 検討会議において、中長期的な安定経営に向けた収支改善のための検討をさらに重ねると共に、改善策の実施状況や効果の検証を行っていく必要がある。

② 改善策の着実な実施

- 検討会議で提案された改善策について、実施可能なものから着実に実施する。

1 改善策の着実な実施

- ・ 県内企業訪問などオフィシャルスポンサーの新規獲得に向けた取組みや、首都圏の大学・企業へのPR等、会議で検討された改善策に基づき営業・PRを実施し、県内2社にマリーゼゲームスポンサーとして協賛を得るなどの成果は得たものの、黒字につなげることはできなかった。

【概ね計画どおり実施】

2 今後の取組み

- ・ 改善策に基づき、さらなる営業・PRに努めていくとともに、今後の検討会議の結果を受け、着実な実行を通じ、早期の黒字化を目指す。

(単位：千円)

項目	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算
総収入	1,031,508	946,983	958,100
うち県の補助金等	0	0	0
総支出	1,048,002	982,968	1,008,708
うち管理運営費	636,676	588,739	593,612
経常損益	▲16,494	▲35,985	▲50,607

団体名	阿武隈急行株式会社	類型	B	担当課名	生活環境部 生活交通課
-----	-----------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 経営健全化計画に基づく経営基盤の強化

阿武隈急行株式会社は、県北地方の住民の「生活の足」としてはもちろん、観光振興や地域の活性化を図る上で重要な社会基盤である「阿武隈急行線」を運営しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の実行による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産賃貸業、不動産売買業並びに不動産管理業
- 3 旅行業
- 4 広告業
- 5 食堂、喫茶店の経営並びに飲食料品及び日用雑貨品の販売
- 6 収入印紙及び郵便切手の売りさばき
- 7 酒類及びたばこの販売
- 8 前各号に付帯関連する一切の事業

2 進行管理体制

- ◇ 経営改善に向けた取組みについては、今後とも宮城県、沿線自治体等の関係機関と連携・協力しながら、進行管理を実施していく。
- ◇ 次期経営健全化計画の策定については、阿武隈急行線再生支援協議会（福島県・宮城県・沿線自治体、会社）で協議を進める。
- ◇ 誘客促進については、阿武隈急行沿線開発推進協議会（沿線市町で構成。福島県・宮城県は顧問）を中心に展開していく。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標 経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

1 新長期経営計画の進行管理

- 新長期経営計画（平成16年度～25年度）の進行管理を行う。
長期経営計画に基づいて、輸送人員の維持・確保、効率的な人員体制の構築等制度の見直しを図った。
 - ・新規の企画切符を販売し、輸送人員の確保に努めた。
 - ・工事費用の圧縮などにより経費の削減を図った。
 - ・検修員の勤務体制の見直し、乗務員や駅務員の効率的な配置などを実施し人員体制の見直しを図り人件費の圧縮を図った。また、安全性向上のための緊急保全整備事業等を実施した。
今後は、新経営健全化5カ年計画検証委員会を開催し、計画の進捗状況とその対策を沿線自治体とともに検証していく。

【概ね計画どおり実施】

2 経営健全化計画の着実な推進

- 経営健全化5カ年計画（平成17年度～21年度）の着実な推進を図るため、宮城県及び沿線自治体等と連携・協力して適宜、指導・助言を行う。
修繕費など経費削減に取り組むとともに各種イベントを実施するなど増収策を講じてきた。さらなる需要喚起の取組みや経費削減等について、関係機関と協議した。
- 財政支援に当たっては、当該計画への取組状況等を踏まえて実施する。
経営健全化5カ年計画の実施状況を踏まえ、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金により宮城県をはじめ、沿線市町とともに安全性向上のための設備整備支援を行った。

【計画どおり実施】

3 次期経営健全化計画の策定

- 次期経営健全化5カ年計画（平成22年度～26年度）の策定を支援していく。
 - ・平成16年度に策定した長期経営計画（計画期間は、平成16年度～平成25年度）の短期計画である経営健全化5カ年計画が平成21年度で終期を迎えたことから、新たな経営健全化計画として「新経営健全化5カ年計画」を平成21年度末に策定した。《新計画の概要》
 - ・最重点事業として「収支健全化への改善」を掲げ、新たに「新経営健全化5カ年計画検証委員会」を立ち上げ、計画の進捗状況についての検証を行う。
 - ・計画実現のため、収入確保や支出削減などの具体策を体系的に整理し、取組結果を検証委員会を活用して検証出来るように工夫した。
 - ・施設整備計画を盛り込み、計画的な整備を行う。
 - ・新経営健全化5カ年計画の進捗状況の検証を行うため各沿線自治体の課長で組織する「新経営健全化5カ年計画検証委員会」を平成22年5月21日に立ち上げた。この組織を活かしてこれまで以上に関係機関と連携・協力しながら進行管理を実施していく。

- 関係機関等で構成する検討組織により協議を進める。
 策定にあたっては、阿武隈急行再生支援協議会（会社及び沿線自治体の首長等で構成する組織。福島、宮城両県は、担当部長が委員）において、十分な協議を行った。

【計画どおり実施】

4 経営体制の検討

- 今後とも経営環境の変化等に応じて、適切な県の人的支援を検討していく。
 - ・副知事が副社長に、県生活環境部長、県議会議長が取締役に就任している。
 - ・新経営健全化5カ年計画検証委員会を沿線自治体とともに組織し、経営環境の変化に応じた適切な支援のあり方を検討した。（平成22年11月18日第1回開催）

《主な検討内容》

- ・旧経営健全化5カ年計画に基づく平成21年度取組状況
- ・新経営健全化5カ年計画進捗状況の確認（輸送人員、運輸収入）
- ・平成23年度設備整備事業計画の見直し（圧縮）

【計画どおり実施】

5 誘客促進による経営基盤の強化

- 誘客促進策を強化するなど、輸送人員の増加に向けた取組みを支援していく。
 阿武隈急行(株)と沿線市町で構成する「阿武隈急行沿線開発推進協議会」（福島、宮城両県は顧問。）において、フリーウォーキング支援事業など誘客促進策等について協議した。
 また、新たな企画イベントの実施・企画切符の発売など県の広報手段を通じて広く県民に周知した。
 今後は、沿線自治体と連携を図り、企画切符やイベントの広報・啓発など誘客促進のための支援を行う。

《主な支援内容》

- ・両県県政記者クラブへの投込みや庁内掲示板を活用したイベント等の広報・周知
- ・イベント列車（ほろにが号など）への職員の積極的な参加の働き掛け
- ・イベント等のアイデア提供

【概ね計画どおり実施】

（単位：千人、百万円）

項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	ピーク時	21/ピーク
近年の輸送実績 上段：実績値 下段：計画値	輸送人員	2,817 2,808	2,767 2,770	2,686 2,732	2,684 2,742	2,568 2,706	⑦ 3,251	78.9 %
	運輸収入	808	794	770	763	733	⑦ 989	74.1 %
項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	21-⑰	21/⑰
近年の経営状況 上段：実績値 下段：計画値	経常損益	▲ 67 ▲ 69	▲ 53 ▲ 40	▲ 134 ▲ 76	▲ 52 ▲ 35	▲ 102 ▲ 12	▲ 35 57	▲ 152 % 17 %
	損益累計	▲ 703	▲ 674	▲ 721	▲ 744	▲ 768	▲ 65	▲ 109 %
	運営補助	0	0	0	0	0	0	—
	施設補助	31	42	36	23	40	4	129 %

※「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	会津鉄道株式会社	類型	B	担当課名	生活環境部 生活交通課
-----	----------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】経営健全化計画に基づく経営基盤の強化

会津鉄道株式会社は、会津地方の地域住民の「生活の足」としてはもちろん、観光振興や地域の活性化を図る上で重要な社会基盤である「会津線」を運行しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の実行による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産の売買、賃貸並びに管理業
- 3 旅行業
- 4 広告業
- 5 食堂、喫茶店の経営並びに飲食料品及び日用雑貨品の販売
- 6 収入印紙及び郵便切手の売りさばき
- 7 酒類及びたばこの販売
- 8 生命保険の募集及び損害保険代理店業
- 9 前各号に付帯関連する一切の事業

2 進行管理体制

- ◇ 経営改善に向けた取組みについては、今後とも沿線自治体等の関係機関と連携・協力しながら、進行管理を実施していく。
- ◇ 誘客促進については、福島県会津線等対策協議会（事務局：福島県）や会津・野岩鉄道利用促進協議（事務局：会津若松市）を中心に展開していく。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標 経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

1 経営健全化計画の着実な推進

- 経営健全化5ヵ年計画（平成20年度～平成24年度）の着実な推進を図るため、沿線自治体等と連携・協力して、適宜、指導・助言を行う。
 - ・ 会津鉄道から経営健全化計画実施報告書の提出を求め、業務の見直しなど経営健全化の実施結果を確認し、旅客需要の維持・喚起に関する指導、助言を行った。
 - ・ 平成23年度から関係自治体で構成する経営健全化担当課長会議を開催し、平成25年度からの経営改善に向けた第4次経営健全化計画の策定に取り組むこととする。
- 財政支援に当たっては、当該計画への取組状況等を踏まえて実施する。
 - ・ 会津鉄道から予算執行計画に関する基本的な方針や旅客需要の維持・喚起に関する方策を盛り込んだ予算執行計画書の提出を求め、計画達成のための方策を確認し、経営の合理化や旅客需要の維持・喚起など指導、助言を行った。
 - ・ 今後、鉄道の経営状況を把握したうえで、適宜・適切な時期に財政支援を行っていく。

【概ね計画どおり実施】

2 経営体制の検討

- 今後とも経営環境の変化等に応じて、適切な県の人的支援を検討していく。
 - ・ 知事が会長に、副知事が副社長に、県生活環境部長、県議会議長が取締役に就任している。
 - ・ 今後も沿線市町と連携しながら、経営環境の変化等に応じた適切な支援のあり方を検討していく。

【計画どおり実施】

3 誘客促進による経営基盤の強化

- 誘客促進策を強化するなど、輸送人員の増加に向けた取組みを支援していく。
 - ・ 会津・野岩利用促進協議会（県：顧問）において、誘客促進策を協議・助言を行った。また、会津鉄道に対しても、適宜、誘客促進策について協議し、事業の広報に努めた。
 - ・ 沿線市町、沿線観光団体、国及び県等で構成する会津線活性化連携協議会（事務局：会津若松市）を組織し、会津線及び沿線地域の活性化を目指した会津線活性化連携計画（平成22年度～平成26年度）を策定した。

《連携計画の概要》

- ・ 地域が支え、地域を支える、“会津線”という理念を掲げ、4つの基本方針（持続的運行の確保、地域生活輸送への対応、観光輸送の強化、地域の支援、連携）を定めた。

平成22年度からは、国の地域公共交通活性化・再生総合事業の認定を受け、具体的な利用促進策に取り組むこととしている。

《利用促進策の概要》

- ・ 3ヵ年事業費91,880千円
 - H22年度：29,160千円（駅案内の外国語表示 他10事業）
 - H23年度：33,460千円（鉄道アテンダントの配置 他12事業）
 - H24年度：29,260千円（イベント車両の改装 他10事業）

【概ね計画どおり実施】

(単位：千人、百万円)

項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	ピーク時	21/ピーク
近年の輸送実績 上段：実績値 下段：計画値	輸送人員	754	707	721	693 713	624 710	③ 1,209	51.6 %
	運輸収入	472	451	462	464	426	③ 683	62.4 %
項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	21-⑰	21/⑰
近年の経営状況 上段：実績値 下段：計画値	経常損益	▲ 186	▲ 199	▲ 202	▲ 214 ▲ 195	▲ 212 ▲ 194	▲ 26	▲ 114 %
	損益累計	▲ 1039	▲ 1071	▲ 1111	▲ 1135	▲ 1162	▲ 123	▲ 112 %
	運営補助	119	117	113	136	136	17	114 %
	施設補助	225	30	22	142	401	176	178 %

※「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	野岩鉄道株式会社	類型	B	担当課名	生活環境部 生活交通課
-----	----------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 経営健全化計画に基づく経営基盤の強化

野岩鉄道株式会社は、会津地方の地域住民の「生活の足」としてはもちろん、観光振興や地域の活性化を図る上で重要な社会基盤である「会津鬼怒川線」を運行しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の実行による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産事業
- 3 旅行あっせん業並びに広告業
- 4 飲食業並びに飲食料品及び雑貨品小売業
- 5 収入印紙及び郵便切手の売りさばき並びに酒類及びたばこの販売
- 6 前各号に付帯関連する一切の事業

2 進行管理体制

- ◇ 経営改善に向けた取組みについては、今後とも栃木県、沿線自治体等の関係機関と連携・協力しながら、進行管理を実施していく。
- ◇ 誘客促進については、福島県会津線等対策協議会（事務局：福島県）や会津・野岩鉄道利用促進協議会（事務局：会津若松市）を中心に展開していく。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標 経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

1 経営健全化計画の着実な推進

- 経営健全化3ヵ年計画（平成21年度～平成23年度）の着実な推進を図るため、栃木県及び沿線自治体等と連携・協力して、適宜、指導・助言を行う。
 - ・ 野岩鉄道から経営健全化計画実施報告書の提出を求め、業務の見直しなど経営健全化の実施結果を確認し、旅客需要の維持・喚起に関する指導、助言を行った。
 - ・ 平成22年度から関係自治体で構成する野岩鉄道経営検討委員会を開催し、平成24年度からの経営改善に向けた第4次経営健全化計画策定に取り組むこととする。
- 財政支援に当たっては、当該計画への取組状況等を踏まえて実施する。
 - ・ 野岩鉄道から予算執行計画に関する基本的な方針や需要の維持・喚起に関する方策を盛り込んだ予算執行計画書の提出を求め、計画達成のための方策を確認し、指導、助言を行った。
 - ・ 今後、鉄道の経営状況を把握したうえで、適宜・適切な時期に財政支援を行っていく。

【概ね計画どおり実施】

2 経営体制の検討

- 今後とも経営環境の変化等に応じて、適切な県の人的支援を検討していく。
 - ・ 副知事が副社長に、県議会議長が取締役に、県生活環境部長が監査役に就任している。
 - ・ 今後も栃木県及び沿線市町と連携しながら、経営環境の変化等に応じた適切な支援のあり方を検討していく。

【計画どおり実施】

3 誘客促進による経営基盤の強化

- 誘客促進策を強化するなど、輸送人員の増加に向けた取組みを支援していく。
 - ・ 会津・野岩利用促進協議会（県：顧問）において、列車そのものの観光資源化などの誘客促進策の協議・助言を行った。
また、野岩鉄道に対しても、マイレール意識の向上に資する誘客促進策などについて協議し、事業の広報に努めた。

《協議内容》

- ・ 会津・野岩鉄道マイレール化推進事業（団体（4人以上）が会津鉄道や野岩鉄道を利用した場合、鉄道運賃の一部を助成）の継続

【概ね計画どおり実施】

(単位：千人、百万円)

項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	ピーク時	21/ピーク
近年の輸送実績 上段：実績値 下段：計画値	輸送人員	548	544	536	532	489 535	③ 1,175	41.6 %
	運輸収入	365	351	352	347	315	③ 655	48.1 %
項目	年度	⑰	⑱	⑲	⑳	21	21-⑰	21/⑰
近年の経営状況 上段：実績値 下段：計画値	経常損益	▲ 136	▲ 157	▲ 164	▲ 180	▲ 188 ▲ 175	▲ 52	▲ 138 %
	損益累計	▲ 691	▲ 733	▲ 747	▲ 790	▲ 804	▲ 113	▲ 116 %
	運営補助	43	41	80	29	66	23	153 %
	施設補助	9	0	0	0	33	24	367 %

※「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	福島空港ビル(株)	類型	B	担当課名	商工労働部 空港交流課
-----	-----------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】空港の利活用促進に向けた取組み

福島空港の利用者数は平成11年度をピークに減少しているうえ、平成21年1月末をもって日本航空が撤退した影響により、今後さらに利用者が減少することが懸念されることから、安定的な収益の確保を図るため、更なる利活用の促進に取り組む。

【目標2】施設の安全確保及び経営改善に向けた対応策の検討・実施

ユニバーサルデザイン化や施設の安全確保を図る修繕のため、必要な財源を確保するほか、空港を取り巻く厳しい環境を踏まえ、経営改善に向けた対応策を検討し、着実に実施する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 貸室業並びに施設、設備及び器具賃貸業
- (2) 航空事業者、旅客及び貨物に対する役務の提供
- (3) 航空思想の普及、観光案内に関する事業
- (4) 切手、印紙、煙草、酒類及び医薬品の販売
- (5) 石油販売業
- (6) 土産品、食料品及び日用雑貨品の販売
- (7) 損害保険代理業
- (8) 旅行業
- (9) 駐車場業
- (10) 広告宣伝及び広告代理業
- (11) 飲食店及び喫茶店の経営
- (12) 旅客、貨物運送取次業
- (13) 貸自動車業及び貸自動車取次業
- (14) 娯楽施設の経営
- (15) 給油施設賃貸業
- (16) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 進行管理体制

◇目標1

福島空港ビル(株)で進行管理を行う。

◇目標2

福島空港ビル(株)で進行管理を行う。

◇ 県は、福島空港ビル(株)と連携を図りながら、各取組みや対応策等の進行状況及び結果について逐次確認し、必要に応じて助言等を行う。

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】空港の利活用促進に向けた取組み

1 空港利活用促進対策の策定、実施

福島空港利活用促進プロジェクトチーム（事務局：空港交流課）において、取り組むべき具体的な内容を決定し、事業化する。

より部局横断的な取組みを進める必要があることから、部局長により構成される福島空港利用拡大対策会議で策定した緊急対策に従い、空港の利用促進のための事業を実施した。今後も空港の利用促進のための事業を計画的に実施していく。

《主な取組内容》

- (1) 福島空港路線維持拡充事業
定期便を運航する航空会社への支援。
- (2) 福島空港送客促進対策事業
県内及び栃木県のテレビによる広報事業、修学旅行団体貸切バスへの支援等。
- (3) 福島空港利活用促進総合対策事業
市町村、商工団体等が福島空港を利用して実施する事業等への支援。
- (4) 福島空港機能維持強化支援事業
福島空港ビル（株）に対する運転資金の貸付、福島空港バリアフリー化推進事業の実施。
- (5) 福島空港利活用促進緊急対策事業
福島＝札幌路線利用促進キャンペーンの実施。
- (6) 福島空港国際線利用促進事業
C I Q連絡会議の実施、中国及び韓国における交流促進活動の実施。

【計画どおり実施】

2 空港ビル施設の利活用対策の検討・実施及び活性化に向けた取組み

社内において対策を検討するとともに、県の駐在職員とも連携を図りながら、空港のにぎわいづくりや活性化にも取り組む。

福島空港ビル（株）内においてビル施設の利活用及び活性化に向けた取組みについて検討し、空港交流課及び福島空港事務所駐在と連携を図りながら、空港のにぎわいづくりや活性化のための事業を実施した。今後もビル施設の利活用等のため福島県が福島空港ビル（株）と連携し、より効果的な施策を実施していく。

《主な取組内容》

- (1) 社内プロジェクトチームを中心とした利用促進事業の実施
福島空港情報誌「F A P」の発行（年4回）、情報コーナー・V案内所での案内の充実、ラジオを活用した情報発信、ウルトラマン関係の展示によるPR等。
- (2) テナント共催等での催事開催
テナント共催催事の通年開催。
- (3) 福島空港利用促進協議会との取組
福島空港ホームページを利用した情報発信。

【計画どおり実施】

【目標2】施設の安全確保及び経営改善に向けた対応策の検討・実施

1 計画的な施設修繕・保全等の実施に向けた取組み

既に策定済みの中長期保全計画をもとに修繕計画を立て、実践に向けた対応策を検討する。

中長期保全計画に基づく必要最低限の施設設備の保全工事を実施し、平成21年度は主に屋根・大庇修繕工事及びPBBの昇降モーター・操作盤表示器の交換等を実施した。

今後も修繕計画に基づき、施設の管理及び修繕を適切に行っていく。

【計画どおり実施】

2 ユニバーサルデザイン化に向けた取組み

バリアフリー協議会で策定された計画をもとに、実践に向けた対応策を検討する。

従来は小型機への乗り降り時にエプロン上を移動しており、車椅子利用者や高齢者に大きな負担をかけていたが、階段昇降機を搭載した日本初となる小型機用旅客搭乗橋を配備し車椅子利用者等の利便性向上を図るなど、ユニバーサルデザイン化に向けた取組みを実施した。今後も、利用者の年齢、国籍、身体の状態等にかかわらず利用しやすい空港を目指し、ユニバーサルデザイン化を推進していく。

【計画どおり実施】

3 経営改善に向けた取組み

日本航空撤退後の対応策を着実に実施するとともに、策定した中長期収支計画をもとに、経営改善に向けた更なる収入の確保や経費節減に努める。

日本航空の撤退以降悪化した収支を改善するため、中長期収支計画に基づく収入の確保や経費節減を図るとともに、減損会計適用等により次年度以降の損益好転を図った。平成22年度は収支が黒字に転じた。

【計画どおり実施】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減
売上高	435	449	14
当期純利益	△1,080	52	1,132

団体名	(株)福島県食肉流通センター	類型	B	担当課名	農林水産部 畜産課
-----	----------------	----	---	------	-----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】経営の体質強化及び活性化

事業強化5カ年計画（平成21年度～25年度）に基づき、借入金の圧縮による財務体質の改善はもとより、基幹事業であると畜事業・加工事業・販売事業を強化し、経営の体質強化及び活性化を図るため、引き続き、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 食肉の製造保管
- 2 食肉の加工処理及び販売
- 3 前2号の副産物の処理及び販売
- 4 受託肉畜の処理
- 5 前各号に関連する一切の事業

2 進行管理体制

◇ 経営の健全化と運営強化を検討する事業検討委員会において、事業強化5カ年計画の達成に向けた指導、助言を実施しながら進行管理を実施していく。

《事業検討委員会》

- 構成：県、全農県本部、食肉流通センターその他社長が指名する団体
- 開催：原則として四半期毎

3 平成21年度の取組実績と今後の取組み

【目標 経営の体質強化及び活性化】

1 借入金の圧縮及び基幹事業強化のための指導、助言の実施

- 借入金の平成27年度末完済に向けて、事業強化5カ年計画に基づき、計画的に圧縮する。
- 稼働率及び作業効率の向上と利用者団体の協力を得ながら、と畜・加工処理頭数を確保する。
- 県は、上記取組みに対し、指導・助言を実施する。

借入金の圧縮及び基幹事業強化のための指導・助言を行った結果、

- ①借入金の平成27年度完済に向け、事業強化5カ年計画どおり借入金を返済した。
- ②休止ラインの整備・稼働等による稼働率及び作業効率の向上並びに利用者団体の協力を得ることで、計画どおりと畜・加工処理頭数を確保した。

これにより、平成21年度においても黒字決算となった。

今後も、経営健全化及び運営強化を検討する事業検討委員会等において、事業強化5カ年計画を念頭に単年度計画の着実な達成に向け指導・助言を行っていく。

【計画どおり実施】

<長期借入金残高割合の推移> ※平成19年度末借入金残高比

平成19年度末	100.0%
平成20年度末	87.5%
平成21年度末	75.0%

<平成21年度と畜・加工頭数>

	計 画	実 績	計 画 比
と畜処理頭数	240,780頭	244,352頭	101.5%
加工処理頭数	59,400.0頭	64,152.5頭	108.0%

<財産及び損益の状況>

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度末
売 上 高	1,366,019	1,380,285	1,412,966
経 常 利 益	37,713	36,326	27,745
当期純利益	38,946	19,260	16,029
総 資 産 額	2,105,674	2,065,411	1,974,254
純 資 産 額	995,757	1,015,017	1,031,047

団体名	福島県漁業信用基金協会	類型	B	担当課名	農林水産部 水産課
-----	-------------	----	---	------	-----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 経営改善及び保証基盤強化

平成19年度に見直しを行った経営改善計画（平成19年度～28年度）の着実な実行により、協会の経営の改善と保証基盤の強化を図っていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

中小漁業者が資金の借入をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

2 進行管理体制

国の取組みとの連携を図りながら、水産課において進行管理を行う。

3 平成21年度 of 取組実績と今後の取組み

【目標 経営改善及び保証基盤強化】

経営改善及び安定のために必要な助言等の実施

- 経営の改善と安定を図るためには、引き続き経営改善計画に基づく取組みを着実に進める必要がある。具体的には以下の事項について、進捗状況の確認を行うとともに、国の指導等と連携を図りながら、必要な助言等を行う。
 - ・ 保証基盤の強化のための取組み（出資金増額、基金等運用効率化）
 - ・ 経営の改善、安定のための取組み（事業管理費等削減による経常収支改善、保証利用の促進、引受に伴う代位弁済事故防止）
 - ・ 沿海市町、系統団体への支援要請（無利子貸付金等による支援）

協会の経営改善計画に基づく下記1～3の取組みについて、進捗状況の確認を行うとともに、必要な助言等を行った。

1 出資金増額及び基金等の運用管理等保証基盤強化のための取組み

出資金については経営改善計画に基づき増資に努めてきたが、地方自治体等からの更なる出資が見込めない現状を踏まえ、平成22年5月に計画を改定し、今後は現状維持を目指すこととしている。基金等については、計画どおり高率運用に努めた。

〔出資金の経年推移〕

(単位：千円)

区 分	H19	H20	H21
出資金額	870,900	859,900	855,000

〔利回りの経年推移〕

(単位：%)

区 分	H19	H20	H21
預金利率	0.18	0.25	0.27
有価証券利率	1.46	1.54	1.68

【計画どおり実施】

《平成22年度の取組内容》

基金等について、国債等の長期運用債券への預け入れを行い高率運用に努める。

2 代位弁済事故防止及び事務管理経費の削減等経営改善のための取組み

代位弁済事故が起きないように、保証審査委員会の機能を十分に活用して、漁業者の経営内容の把握に努め、慎重な保証を行うなど引受時の審査を強化すると共に、経費については経営改善計画に基づき人件費等の削減に努めた。

〔事務管理経費の推移〕

(単位：千円)

区 分	H19	H20	H21
人件費	22,706	19,040	17,924
事務費	734	896	1,264
その他経費	4,942	4,717	4,701
計	28,382	24,653	23,889

〔経常利益の推移〕

(単位：千円)

区 分	H19	H20	H21
経常利益金	△9,734	12,417	9,768

【計画どおり実施】

《平成22年度の取組内容》

現在12名いる役員を3名減らす（理事9→7，監事3→2）と共に、職員を2名から1名に減らすなど、経営改善計画に基づき更なる経費削減に取り組む。

3 沿海市町等への支援要請

貸付計画に基づく単年度無利子の貸付要請を行った。

〔沿海市町貸付金の推移〕

(単位：千円)

区 分	H19	H20	H21
実績額 (千円)	155,000	155,000	155,000

【計画どおり実施】

《平成22年度の取組内容》

無利子借入金を維持するとともに、増額についても引き続き要望を継続。

4 今後の取組み

(1) 計画の見直し

協会は平成13年度に経営改善計画を策定し、平成19年度に見直しを行ったが、これまでの実施状況を踏まえ実効性のある計画とするため、平成22年度に平成30年度を目標年度とする経営改善計画の見直しを行った。

《見直しの概要》

- ・ 人件費の削減（役員の人数削減、職員の人数削減）。
- ・ これまでは出資金及び無利子借入金が増加する計画だったものを21年実績に固定。
- ・ 代位弁済事故が起きない様、保証審査委員会の機能を十分活用する等、より慎重な保証を行う。

(2) 合併の検討について

平成22年度から東北地区（青森県を除く）における合併等組織再編に向けた具体的な検討会に参加することとしている。